



# まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

## ③4 笠松で企業立地促進、商工業者の経営を支援

町では、産業振興支援を図るため、町内に新たに事業所の設置や設備投資をされる場合に、助成金を交付します。

<p>対象となる事業所など (①～⑤のいずれにもあてはまるもの)</p>	<p>①平成21年1月2日から24年1月1日までに操業を開始した法人および個人 ②笠松町に新たに事業所を設置または、事業所を有すること。 ③新設(設備の更新、アパート建設などを含む)または増設しようとする施設設備の投下固定資産総額見込が1,000万円以上であること。 ※投下固定資産の範囲 (1) 操業開始前3年以内に取得した土地 (2) 操業開始前1年以内に取得した建物 (3) 操業開始前1年以内に取得した償却資産(ただし、償却資産のうち耐用年数5年未満は除く。) ④町税などの未納がないこと。 ※町税などとは、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、下水道使用料、水道料金をいう。 ⑤事業を行うに当たり、関係法令および条例などに違反していないこと。</p>
<p>対象となる業種</p>	<p>笠松町で事業を行うすべての業種(ただし、風俗関連営業は除く。)</p>
<p>助成内容</p>	<p>・施設設備の設置後初めて固定資産税が納付された年度を含めて3年間(平成22年度に課税される固定資産税から) ・投下固定資産に対して課税された固定資産税の納付額</p>
<p>手続方法</p>	<p>1 産業振興支援事業者指定申請書 ↓ 産業振興支援事業者指定申請書は、操業を開始した日から60日までに役場環境経済課へ申請してください。ただし、平成21年1月2日から21年9月17日までに投下固定資産を取得し、操業開始された方は21年11月16日までに提出してください。 2 産業振興支援事業者指定決定(却下)通知書 ↓ 3 産業振興支援助成金交付申請書 ↓ 固定資産税の課税年度に申請してください。 4 産業振興支援助成金交付決定(却下)通知書 ↓ 5 助成金交付</p> <p>産業振興支援事業者指定申請書の申請にあたっては、次の中から該当書類を添付してください。</p> <p>①法人の登記事項証明書(個人にあたっては、指定申請者の住民票の写し) ②法人にあつては、定款または規約 ③固定資産税の課税状況および町税などの未納状況の調査を認める同意書(様式第2号) ④投下固定資産に係る土地、建物および償却資産の契約書の写し ⑤土地の登記事項証明書および位置図 ⑥建物の登記事項証明書および位置図および平面図 ⑦建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による検査済証または同法第12条第3項の規定による報告書の写し ⑧上記のほか、町長が必要と認める書類</p>

【問合・申請先】環境経済課